

2011年7月15日  
みずほコーポレート銀行(中国)有限公司  
中国アドバイザー一部

—中華人民共和国主席令—

**みずほ中国 ビジネス・エクスプレス**  
( 第180号 )

**『個人所得税法』の改正  
～基礎控除額、税率表、納付期限を変更～**

平素より格別のご高配を賜りまして誠にありがとうございます。

2011年6月30日の中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第21次会議において、『全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国個人所得税法』改正に関する決定』が採択、公布され、2011年9月1日より施行されます。本決定に基づき改正され、新たに公布された『中華人民共和国個人所得税法』(以下、『個人所得税法』という)では、①基礎控除額、②税率表、③納付期限の3点について改正されました。

今回の改正にあたり、「中国人大網」ウェブサイトでは、2011年4月25日から2011年5月31日まで『中華人民共和国個人所得税法修正案(草案)』(以下、『草案』という)が公開され、広く一般に意見を募集。23万件以上の意見が提出されるなど高い関心を集めたこともあり、『草案』は若干修正され、『個人所得税法』が正式に改正されました。改正点の詳細については、以下の通りです。

**1. 賃金・給与所得の基礎控除額を3,500元に引き上げ**

今回の改正により、賃金・給与所得の基礎控除額は、現状の2,000元から3,500元へ引き上げられました。『草案』では、3,000元への引き上げとされていましたが、提出された一般意見の大多数が反対、もしくは修正を求めていると言われており、3,500元への引き上げは、その意見が反映されたといえます。

**2. 賃金・給与所得の超額累進税率を、「5%～45%の9等級」から「3%～45%の7等級」に変更**

**個人工商業者の生産、経営所得と企業・事業単位の請負経営、リース経営所得は、課税所得額の範囲を変更**

個人所得税の税率表は、以下の通り改正されました。特に、賃金・給与所得については、『草案』で5%に設定されていた第1等級の税率が3%に調整され、最終的に「3%～45%の7等級」への変更となりました。税率表の改正により、低所得者層の税負担は軽減され、中高所得者層の税負担は増加します。

税率表1 賃金・給与所得に適用

改正前			改正後		
等級	月間課税所得額	税率 (%)	等級	月間課税所得額 <sup>注1</sup>	税率 (%)
1	500元を超えない場合	5	1	1,500元を超えない場合	3
2	500元超2,000元までの部分	10	2	1,500元超4,500元までの部分	10
3	2,000元超5,000元までの部分	15	3	4,500元超9,000元までの部分	20
4	5,000元超20,000元までの部分	20	4	9,000元超35,000元までの部分	25
5	20,000元超40,000元までの部分	25	5	35,000元超55,000元までの部分	30
6	40,000元超60,000元までの部分	30	6	55,000元超80,000元までの部分	35
7	60,000元超80,000元までの部分	35	7	80,000元を超える部分	45
8	80,000元超100,000元までの部分	40			
9	100,000元を超える部分	45			

(注1:「月間課税所得額」とは、本法第6条の規定に照らして、毎月の収入額から費用として3,500元および付加控除費用を控除した後の残額を指す。)

税率表2 個人工商業者の生産、経営所得および企業・事業単位の請負経営、リース経営に対する所得に適用

改正前			改正後		
等級	年度課税所得額	税率 (%)	等級	年度課税所得額 <sup>注2</sup>	税率 (%)
1	5,000元を超えない場合	5	1	15,000元を超えない場合	5
2	5,000元超10,000元までの部分	10	2	15,000元超30,000元までの部分	10
3	10,000元超30,000元までの部分	20	3	30,000元超60,000元までの部分	20
4	30,000元超50,000元までの部分	30	4	60,000元超100,000元までの部分	30
5	50,000元を超える部分	35	5	100,000元を超える部分	35

(注2:「年度課税所得額」とは、本法第6条の規定に照らして、各納税年度の収入総額から原価、費用および損失を控除した後の残額を指す。)

3. 納付期限を「翌月7日以内」から「翌月15日以内」に延長

個人所得税の源泉徴収納付期限は、現状の「翌月7日以内」から「翌月15日以内」へと延長されました。改正後、賃金・給与所得については、翌月15日以内に納付および納税申告表を送付することになります。また、個人

工商業者の生産、経営所得については、年ごとに計算し、月ごとに予納しますが、翌月15日以内に予納することになります。

『個人所得税法』改正の詳細につきましては、以下にございます日本語仮訳、および5ページ以降にございます中国語原文をご参照ください。

## 中華人民共和国個人所得税法

中華人民共和国主席令 第48号

『全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国個人所得税法』改正に関する決定』は、2011年6月30日の中華人民共和国第11期全国人民代表大会常務委員会第21次会議において採択されたので、ここに公布し、2011年9月1日より施行する。

中華人民共和国主席 胡錦濤

2011年6月30日

全国人民代表大会常務委員会の『中華人民共和国個人所得税法』改正に関する決定

(2011年6月30日第11期全国人民代表大会常務委員会第21次会議で採択)

第11期全国人民代表大会常務委員会第21次会議では、『中華人民共和国個人所得税法』に対して以下の改正を決定する。

1. 第3条第1号は、「賃金、給与所得については、超額累進税率を適用し、税率は3%から45%とする(税率表は後に添付)。 」と改正する。
2. 第6条第1項第1号は、「賃金、給与所得については、毎月の収入額から費用として3,500元を控除した後の残額を課税所得額とする。」と改正する。
3. 第9条中の「7日以内」は、「15日以内」と改正する。
4. 個人所得税税率表1(賃金、給与所得に適用)は、以下に改正する。

等級	月間課税所得額	税率(%)
1	1,500元を超えない場合	3
2	1,500元超4,500元までの部分	10

3	4,500元超9,000元までの部分	20
4	9,000元超35,000元までの部分	25
5	35,000元超55,000元までの部分	30
6	55,000元超80,000元までの部分	35
7	80,000元を超える部分	45

(注:本表でいう月間課税所得額とは、本法第6条の規定に照らして、毎月の収入額から費用として3,500元および付加控除費用を控除した後の残額を指す。)

5. 個人所得税税率表2(個人工商業者の生産、経営所得および企業・事業単位の請負経営、リース経営に対する所得に適用)は、以下に改正する。

等級	年度課税所得額	税率(%)
1	15,000元を超えない場合	5
2	15,000元超30,000元までの部分	10
3	30,000元超60,000元までの部分	20
4	60,000元超100,000元までの部分	30
5	100,000元を超える部分	35

(注:本表でいう年度課税所得額とは、本法第6条の規定に照らして、各納税年度の収入総額から原価、費用および損失を控除した後の残額を指す。)

本決定は2011年9月1日より施行する。

『中華人民共和国個人所得税法』は、本決定に基づき改正し、新たに公布する<sup>※</sup>。

【 解説・日本語仮訳 : みずほコーポレート銀行(中国)有限公司 中国アドバイザー一部 山口江梨 】

<sup>※</sup> 本決定に基づき改正され、新たに公布された『個人所得税法』の日本語仮訳は割愛しています。『個人所得税法』につきましては、中国語原文をご参照ください。

## 中华人民共和国个人所得税法

中华人民共和国主席令 第四十八号

《全国人民代表大会常务委员会关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》已由中华人民共和国第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议于 2011 年 6 月 30 日通过，现予公布，自 2011 年 9 月 1 日起施行。

中华人民共和国主席 胡锦涛

2011 年 6 月 30 日

全国人民代表大会常务委员会关于修改《中华人民共和国个人所得税法》的决定

(2011 年 6 月 30 日第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议通过)

第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议决定对《中华人民共和国个人所得税法》作如下修改：

- 一、 第三条第一项修改为：“工资、薪金所得，适用超额累进税率，税率为百分之三至百分之四十五（税率表附后）。”
- 二、 第六条第一款第一项修改为：“工资、薪金所得，以每月收入额减除费用三千五百元后的余额，为应纳税所得额。”
- 三、 第九条中的“七日内”修改为“十五日内”。
- 四、 个人所得税税率表一（工资、薪金所得适用）修改为：

级数	全月应纳税所得额	税率（%）
1	不超过 1500 元的	3
2	超过 1500 元至 4500 元的部分	10
3	超过 4500 元至 9000 元的部分	20
4	超过 9000 元至 35000 元的部分	25
5	超过 35000 元至 55000 元的部分	30
6	超过 55000 元至 80000 元的部分	35
7	超过 80000 元的部分	45

(注：本表所称全月应纳税所得额是指依照本法第六条的规定，以每月收入额减除费用三千五百元以及附加减除费用后的余额。)

## 五、 个人所得税税率表二（个体工商户的生产、经营所得和对企事业单位的承包经营、承租经营所得适用）

修改为：

级数	全年应纳税所得额	税率（%）
1	不超过 15000 元的	5
2	超过 15000 元至 30000 元的部分	10
3	超过 30000 元至 60000 元的部分	20
4	超过 60000 元至 100000 元的部分	30
5	超过 100000 元的部分	35

（注：本表所称全年应纳税所得额是指依照本法第六条的规定，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额。）

本决定自 2011 年 9 月 1 日起施行。

《中华人民共和国个人所得税法》根据本决定作相应修改，重新公布。

### 中华人民共和国个人所得税法

（1980 年 9 月 10 日第五届全国人民代表大会第三次会议通过

根据 1993 年 10 月 31 日第八届全国人民代表大会常务委员会第四次会议《关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》第一次修正

根据 1999 年 8 月 30 日第九届全国人民代表大会常务委员会第十一次会议《关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》第二次修正

根据 2005 年 10 月 27 日第十届全国人民代表大会常务委员会第十八次会议《关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》第三次修正

根据 2007 年 6 月 29 日第十届全国人民代表大会常务委员会第二十八次会议《关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》第四次修正

根据 2007 年 12 月 29 日第十届全国人民代表大会常务委员会第三十一次会议《关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》第五次修正

根据 2011 年 6 月 30 日第十一届全国人民代表大会常务委员会第二十一次会议《关于修改〈中华人民共和国个人所得税法〉的决定》第六次修正）

第一条 在中国境内有住所，或者无住所而在境内居住满一年的个人，从中国境内和境外取得的所得，依照本法规定缴纳个人所得税。

在中国境内无住所又不居住或者无住所而在境内居住不满一年的个人，从中国境内取得的所得，依照本法规定缴纳个人所得税。

第二条 下列各项个人所得，应纳个人所得税：

- 一、 工资、薪金所得；
- 二、 个体工商户的生产、经营所得；
- 三、 对企事业单位的承包经营、承租经营所得；
- 四、 劳务报酬所得；
- 五、 稿酬所得；
- 六、 特许权使用费所得；
- 七、 利息、股息、红利所得；
- 八、 财产租赁所得；
- 九、 财产转让所得；
- 十、 偶然所得；
- 十一、 经国务院财政部门确定征税的其他所得。

第三条 个人所得税的税率：

- 一、 工资、薪金所得，适用超额累进税率，税率为百分之三至百分之四十五（税率表附后）。
- 二、 个体工商户的生产、经营所得和对企事业单位的承包经营、承租经营所得，适用百分之五至百分之三十五的超额累进税率（税率表附后）。
- 三、 稿酬所得，适用比例税率，税率为百分之二十，并按应纳税额减征百分之三十。
- 四、 劳务报酬所得，适用比例税率，税率为百分之二十。对劳务报酬所得一次收入畸高的，可以实行加成征收，具体办法由国务院规定。
- 五、 特许权使用费所得，利息、股息、红利所得，财产租赁所得，财产转让所得，偶然所得和其他所得，适用比例税率，税率为百分之二十。

第四条 下列各项个人所得，免纳个人所得税：

- 一、 省级人民政府、国务院部委和中国人民解放军军以上单位，以及外国组织、国际组织颁发的科学、教育、技术、文化、卫生、体育、环境保护等方面的奖金；
- 二、 国债和国家发行的金融债券利息；
- 三、 按照国家统一规定发给的补贴、津贴；
- 四、 福利费、抚恤金、救济金；
- 五、 保险赔款；
- 六、 军人的转业费、复员费；
- 七、 按照国家统一规定发给干部、职工的安家费、退职费、退休工资、离休工资、离休生活补助费；
- 八、 依照我国有关法律规定应予免税的各国驻华使馆、领事馆的外交代表、领事官员和其他人员的所得；
- 九、 中国政府参加的国际公约、签订的协议中规定免税的所得；
- 十、 经国务院财政部门批准免税的所得。

第五条 有下列情形之一的，经批准可以减征个人所得税：

- 一、 残疾、孤老人员和烈属的所得；
- 二、 因严重自然灾害造成重大损失的；
- 三、 其他经国务院财政部门批准减税的。

第六条 应纳税所得额的计算：

- 一、 工资、薪金所得，以每月收入额减除费用三千五百元后的余额，为应纳税所得额。
- 二、 个体工商户的生产、经营所得，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额，为应纳税所得额。
- 三、 对企事业单位的承包经营、承租经营所得，以每一纳税年度的收入总额，减除必要费用后的余额，为应纳税所得额。
- 四、 劳务报酬所得、稿酬所得、特许权使用费所得、财产租赁所得，每次收入不超过四千元的，减除费用八百元；四千元以上的，减除百分之二十的费用，其余为应纳税所得额。
- 五、 财产转让所得，以转让财产的收入额减除财产原值和合理费用后的余额，为应纳税所得额。
- 六、 利息、股息、红利所得，偶然所得和其他所得，以每次收入额为应纳税所得额。

个人将其所得对教育事业和其他公益事业捐赠的部分，按照国务院有关规定从应纳税所得中扣除。

对在中国境内无住所而在中国境内取得工资、薪金所得的纳税义务人和在中国境内有住所而在中国境外取得工资、薪金所得的纳税义务人，可以根据其平均收入水平、生活水平以及汇率变化情况确定附加减除费用，附加减除费用适用的范围和标准由国务院规定。

第七条 纳税义务人从中国境外取得的所得，准予其在应纳税额中扣除已在境外缴纳的个人所得税税额。但扣除额不得超过该纳税义务人境外所得依照本法规定计算的应纳税额。

第八条 个人所得税，以所得人为纳税义务人，以支付所得的单位或者个人为扣缴义务人。个人所得超过国务院规定数额的，在两处以上取得工资、薪金所得或者没有扣缴义务人的，以及具有国务院规定的其他情形的，纳税义务人应当按照国家规定办理纳税申报。扣缴义务人应当按照国家规定办理全员全额扣缴申报。

第九条 扣缴义务人每月所扣的税款，自行申报纳税人每月应纳的税款，都应当在次月十五日内缴入国库，并向税务机关报送纳税申报表。

工资、薪金所得应纳的税款，按月计征，由扣缴义务人或者纳税义务人在次月十五日内缴入国库，并向税务机关报送纳税申报表。特定行业的工资、薪金所得应纳的税款，可以实行按年计算、分月预缴的方式计征，具体办法由国务院规定。

个体工商户的生产、经营所得应纳的税款，按年计算，分月预缴，由纳税义务人在次月十五日内预缴，年度终了后三个月内汇算清缴，多退少补。

对企事业单位的承包经营、承租经营所得应纳的税款，按年计算，由纳税义务人在年度终了后三十日内缴入国库，并向税务机关报送纳税申报表。纳税义务人在一年内分次取得承包经营、承租经营所得的，应当在取得每次所得后的十五日内预缴，年度终了后三个月内汇算清缴，多退少补。

从中国境外取得所得的纳税义务人，应当在年度终了后三十日内，将应纳的税款缴入国库，并向税务机关报送纳税申报表。

第十条 各项所得的计算，以人民币为单位。所得为外国货币的，按照国家外汇管理机关规定的外汇牌价折合成人民币缴纳税款。

第十一条 对扣缴义务人按照所扣缴的税款，付给百分之二的手续费。

第十二条 对储蓄存款利息所得开征、减征、停征个人所得税及其具体办法，由国务院规定。

第十三条 个人所得税的征收管理，依照《中华人民共和国税收征收管理法》的规定执行。

第十四条 国务院根据本法制定实施条例。

第十五条 本法自公布之日起施行。

#### 个人所得税税率表一

（工资、薪金所得适用）

级数	全月应纳税所得额	税率（%）
1	不超过 1500 元的	3
2	超过 1500 元至 4500 元的部分	10
3	超过 4500 元至 9000 元的部分	20
4	超过 9000 元至 35000 元的部分	25
5	超过 35000 元至 55000 元的部分	30
6	超过 55000 元至 80000 元的部分	35
7	超过 80000 元的部分	45

（注：本表所称全月应纳税所得额是指依照本法第六条的规定，以每月收入额减除费用三千五百元以及附加减除费用后的余额。）

#### 个人所得税税率表二

（个体工商户的生产、经营所得和对企事业单位的承包经营、承租经营所得适用）

级数	全年应纳税所得额	税率（%）
1	不超过 15000 元的	5
2	超过 15000 元至 30000 元的部分	10

3	超过 30000 元至 60000 元的部分	20
4	超过 60000 元至 100000 元的部分	30
5	超过 100000 元的部分	35

（注：本表所称全年应纳税所得额是指依照本法第六条的规定，以每一纳税年度的收入总额减除成本、费用以及损失后的余额。）

**【ご注意】**

1. **法律上、会計上の助言:**本資料記載の情報は、法律上、会計上、税務上の助言を含むものではありません。法律上、会計上、税務上の助言を必要とされる場合は、それぞれの専門家にご相談ください。
2. **秘密保持:**本資料記載の情報の貴社への開示は貴社の守秘義務を前提とするものです。当該情報については貴社内部の利用に限定され、その内容の第三者への開示は禁止されています。
3. **著作権:**本資料記載の情報の著作権は原則として弊行に帰属します。いかなる目的であれ本資料の一部または全部について無断で、いかなる方法においても複写、複製、引用、転載、翻訳、貸与等を行うことを禁止します。
4. **免責:**
  - (1) 本資料記載の情報は、弊行が信頼できると考える各方面から取得しておりますが、その内容の正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。弊行は当該情報に起因して発生した損害については、その内容如何にかかわらずいっさい責任を負いません。また、本資料における分析は仮定に基づくものであり、その結果の確実性或いは完結性を表明するものではありません。
  - (2) 今後開示いただく情報、鑑定評価、格付機関の見解、制度・金融環境の変化等によっては、その過程やスキームを大幅に変更する必要がある可能性があり、その場合には本資料で分析した効果が得られない可能性がありますので、予めご了承下さい。また、本資料は貴社のリスクを網羅的に示唆するものではありません。
5. 本資料は金融資産の売買に関する助言、勧誘、推奨を行うものではありません。